

原議保存期間	30年(平成60年3月31日まで)
有効期間	一種

警察庁丙交企発第140号
平成29年10月30日
警察庁交通局長

各地方機関の長
各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う交通警察の運営について(通達)

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成29年内閣府令第48号。以下「改正府令」という。)及び交通の方法に関する教則の一部を改正する告示(平成29年国家公安委員会告示第63号。以下「改正告示」という。)が本日別添のとおり公布及び施行されることとなった。

今回の改正の趣旨、内容等は以下のとおりであるので、改正府令及び改正告示が円滑かつ適切に施行されるよう、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 趣旨

産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に基づく新事業活動の結果及び手動車椅子に係る日本工業規格の改正等を踏まえて、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)及び交通の方法に関する教則(昭和53年国家公安委員会告示第3号)を改正するものである。

2 内容

(1) 道路交通法施行規則の一部改正

ア 人の力を補うため原動機を用いる自転車の基準の改正

人の力を補うため原動機を用いる自転車の基準について、人の力に対する原動機を用いて人の力を補う力の比率(以下「補助率」という。)が最大で2とされているところ、三輪の自転車であって牽引されるための装置を有するリヤカーを牽引するものを走行させることとなる場合にあっては、補助率を最大で3とする。

イ 原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準の改正

原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準について、高さが109センチメートルを超えないこととされているところ、手動車椅子の日本工業規格(JIS T9201)が見直されたこと等を受け、同基準について、ヘッドサポートを除いた部分の高さが120センチメートルを超えないこととする。

(2) 交通の方法に関する教則の一部改正

(1)イの改正に伴い、所要の整備を行うこととする。

3 留意事項

国家公安委員会関係産業競争力強化法第12条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令(平成26年内閣府令第38号)は廃止する。

○内閣府令第四十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十一号の二及び第十一号の三の規定に基づき、
道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年十月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(人の力を補うため原動機を用いる自転車<small>の基準</small>)</p> <p>第一条の三 法第二条第一項第十一号の二の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 人の力を補うために用いる原動機が次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 二十四キロメートル毎時未満の速度で自転車を走行させることとなる場合において、人の力に対する原動機を用いて人の力を補う力の比率が、(1)又は(2)に掲げる速度の区分に応じそれぞれ(1)又は(2)に定める数値以下であること。</p> <p>(1) 十キロメートル毎時未満の速度 二(三輪の自転車であつて牽引<small>ひ</small>されるための装置を有するリヤカー)を牽引するものを走行させることとなる場合にあつては、(三)</p> <p>(2) 十キロメートル毎時以上二十四キロメートル毎時未満の速度 走行速度をキロメートル毎時で表した数値から十を減じて得た数値を七で除したものを二から減じた数値(三輪の自転車であつて牽引<small>ひ</small>されるための装置を有するリヤカー)を牽引するものを走行させることとなる場合にあつては、走行速度をキロメートル毎時で表した数値から十を減じて得た数値を三分の十四で除したものを三から減じた数値)</p> <p>〔ハ・ニ 略〕</p>	<p>(人の力を補うため原動機を用いる自転車<small>の基準</small>)</p> <p>第一条の三 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 「同上」</p> <p>(1) 十キロメートル毎時未満の速度 二</p> <p>(2) 十キロメートル毎時以上二十四キロメートル毎時未満の速度 走行速度をキロメートル毎時で表した数値から十を減じて得た数値を七で除したものを二から減じた数値</p> <p>〔ハ・ニ 同上〕</p>

二 「略」

(原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準)

第一条の四 法第二条第一項第十一号の三の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

「イ・ロ 略」

ハ 高さ 百二十センチメートル(ヘッドサポートを除いた部分の

高さ)

二 「略」

2 前項第一号の規定は、身体の状態により同号に定める車体の大きさの基準に該当する車椅子を用いることができな者が用いる車椅子で、その大きさの車椅子を用いることがやむを得ないことにつきその者の住所地を管轄する警察署長の確認を受けたものについては、適用しない。

二 「同上」

(原動機を用いる身体障害者用の車いすの基準)

第一条の四 「同上」

一 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 高さ 百九センチメートル

二 「同上」

2 前項第一号の規定は、身体の状態により同号に定める車体の大きさの基準に該当する車いすを用いることができな者が用いる車いすで、その大きさの車いすを用いることがやむを得ないことにつきその者の住所地を管轄する警察署長の確認を受けたものについては、適用しない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この府令は、公布の日から施行する。

(国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令の廃止)

2 国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令(平成二十六年内閣府令第三十八号)は、廃止する。

○国家公安委員会告示第六十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百八条の二十八第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和五十三年国家公安委員会告示第三号）の一部を次のように改正したので、告示する。

平成二十九年十月三十日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第2章 歩行者の心得 歩行者は、この章に書かれている事柄を守りましょう。</p> <p>第1節 歩行者と同じ交通規則となる人 次の人の交通規則は、歩行者と同じです。</p> <p><u>1 身体障害者用の車椅子を通行させている人</u> <u>原動機を用いる車椅子が身体障害者用の車椅子とされるための基準は、次のとおりです。TSマークの付いた車椅子は、これらの基準を満たしています。</u></p> <p>(1) <u>原則として、長さは120センチメートル、幅は70センチメートル、高さはヘッドサポートを除いた部分の高さが120センチメートルをそれぞれ超えないこと。</u></p> <p>(2) <u>原動機として、電動機を用いること。</u></p> <p>(3) <u>時速6キロメートルを超える速度を出すことができないこと。</u></p> <p>(4) <u>鋭い突出部のないこと。</u></p> <p>(5) <u>自動車や原動機付自転車と紛らわしくない外観であること。</u></p>	<p>第2章 歩行者の心得 [同左]</p> <p>第1節 歩行者と同じ交通規則となる人 [同左]</p> <p><u>1 身体障害者用の車いす、歩行補助車、ショッピング・カートや乳母車、三輪車などの小児用の車を通行させている人</u> 原動機を用いる車いすが身体障害者用の車いすとされるための基準は、次のとおりです。TSマークの付した車いすは、これらの基準を満たしています。</p> <p>(1) 原則として、長さは120センチメートル、幅は70センチメートル、高さは109センチメートルをそれぞれ超えないこと。</p> <p>(2) 原動機として、電動機を用いること。</p> <p>(3) 時速6キロメートルを超える速度を出すことができないこと。</p> <p>(4) 鋭い突出部のないこと。</p> <p>(5) 自動車や原動機付自転車と紛らわしくない外観であること。 また、原動機を用いる歩行補助車又はショッピング・カートについては、次の基準を満たすものに限られます。TSマークの付いたものは、これらの基準を満たしています。</p> <p>(1) 長さは120センチメートル、幅は70センチメートル、高さは109センチメートルをそれぞれ超えないこと。</p> <p>(2) 原動機として、電動機を用いること。</p> <p>(3) 時速6キロメートルを超える速度を出すことができないこと。</p>

2 歩行補助車やショッピング・カートを通行させている人

原動機を用いる歩行補助車又はショッピング・カートについては、次の基準を満たすものに限られます。TSマークの付いたものは、これらの基準を満たしています。

- (1) 長さは120センチメートル、幅は70センチメートル、高さは109センチメートルをそれぞれ超えないこと。
- (2) 原動機として、電動機を用いること。
- (3) 時速6キロメートルを超える速度を出すことができないこと。
- (4) 鋭い突出部のないこと。
- (5) 通行させている人が車から離れた場合には、原動機が停止すること。

3 乳母車、三輪車などの小児用の車を通行させている人

4 [略]

(4) 鋭い突出部のないこと。

(5) 通行させている人が車から離れた場合には、原動機が停止すること。

[加える。]

[加える。]

2 [同左]

備考 表中の [] の記載及び傍線は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。